

令和8年度白鷹町新規就農者育成支援事業補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 町長は、令和8年度白鷹町新規就農者育成支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める事業主体が実施要綱に基づき事業を実施する場合において、白鷹町補助金等の適正化に関する規則（昭和52年規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で事業主体に対し補助金を交付する。

(交付の対象者及び補助金の額)

第2条 事業主体及び補助金の額は実施要綱別表1のとおりとする。

2 前項で算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第3条 規則第4条の規定により補助金の交付申請をするときは、令和8年度白鷹町新規就農者育成支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、事業計画書（様式第2号又は様式第2-1号）を添付の上、町長に提出しなければならない。

(条件)

第4条 規則第6条第1項ア及びイに定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業主体の変更
- (2) 事業に要する経費の20%を超える増減
- (3) 住所の変更

2 規則第6条の規定により町長の承認を受けようとするときは、令和8年度白鷹町新規就農者育成支援事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

(実績報告)

第5条 規則第13条の規定により実績の報告をするときは、令和8年度白鷹町新規就農者育成支援事業実績報告書（様式第4号）に事業成績書（様式第2号又は様式第2-1号）を添付のうえ、補助事業完了後20日を経過する日、又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付時期)

第6条 町長は、規則第14条の規定により補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、実施要綱別表1の(1)のア、(2)、(3)の事業を実施する場合、第3条に規定する交付申請時において、町長が必要と認めるときは、補助金の概算払い(別表1の(1)のアの場合は半期分)をすることができる。

2 前項の規定により補助金等の支払を受けようとする事業主体は、令和8年度白鷹町新規就農者育成支援事業補助金概算(精算)払請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(関係書類の保管)

第7条 事業主体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第8条 規則第21条の規定により町長の承認を受けようとする場合は、令和8年度白鷹町新規就農者育成支援事業財産処分承認申請書(様式第6号)を提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第9条 実施要綱第6条の規定に該当する場合の補助金の返還額は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日20経第385号)の例によるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は令和8年4月1日より適用する。

様式第 1 号

年 月 日

白鷹町長 殿

申請者 住 所 白鷹町大字

氏 名
(署名又は記名押印)

電話番号

令和 8 年度白鷹町新規就農者育成支援事業補助金交付申請書

令和 8 年度において標記事業について、令和 8 年度新規就農者育成支援事業補助金 円を交付されるよう白鷹町補助金等の適正化に関する規則第 4 条及び令和 8 年度白鷹町新規就農者育成支援事業補助金交付要綱第 3 条の規定により、関係書類を添付して申請します。

記

1 補助金の概算払いの有無 有 無
(どちらかを○で囲む)

2 概算払を必要とする理由

3 事業種別 定住支援事業
農業用物件等導入支援事業
雇用促進支援事業
(いずれかを○で囲む)

様式第2号（定住支援事業関係）

事業計画（成績）書

申請者

氏名

生年月日 年 月 日

住所 白鷹町大字

賃貸住宅名

本籍

前住所地

就農（又は雇用、研修）開始時期

年 月 日から

居住開始時期 年 月 日から

契約相手 住所
氏名

賃借料又は
住宅購入費 円

添付書類 住居賃貸借契約書（賃貸料補助の場合のみ）
売買契約書（住宅購入の場合のみ）
住民票（本籍地及び前住所地の入っているもの）
領収書又は支払の確認できる書類（実績報告時）
農業経営計画

注）前年度において、本事業による補助金の交付を受け、引き続き本事業に申請する者は、前年度の補助金の額の確定通知をもって、添付書類（住民票を除く）に代えることができるものとする。

様式第3号

年 月 日

白鷹町長 殿

申請者 住 所 白鷹町大字

氏 名
(署名又は記名押印)

電話番号

令和8年度白鷹町新規就農者育成支援事業変更(中止)承認申請書

年 月 日付け指令第 号により補助金の交付の決定の通知があった標記事業について、下記のとおり計画を変更(中止)したいので、白鷹町補助金等の適正化に関する規則第6条及び令和8年度白鷹町新規就農者育成支援事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 変更(中止)の理由及び内容

2 事業の内容及び経費の配分

別紙のとおり(様式第2号)

(注) 1 様式第2号又は様式2-1号は、事業の内容及び経費の配分について、変更内容が比較対照できるように変更前と変更後を二段書きするものとし、変更前を上段に括弧書きにすること。

2 補助金の額が増額する場合には、件名の「令和8年度白鷹町新規就農者育成支援事業変更(中止)承認申請書」を「白鷹町新規就農者育成支援事業変更承認及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり計画変更をしたいので、白鷹町補助金等の適正化に関する規則第6条及び令和8年度白鷹町新規就農者育成支援事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、承認を申請します。」を「下記のとおり計画変更をしたいので、白鷹町補助金等の適正化に関する規則第6条及び令和8年度白鷹町新規就農者育成支援事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請します。」とすること。

様式第4号

年 月 日

白鷹町長 殿

申請者 住 所 白鷹町大字

氏 名
(署名又は記名押印)

電話番号

令和8年度白鷹町新規就農者育成支援事業実績報告書

年 月 日付け指令第 号をもって令和8年度新規就農者育成
支援事業補助金の交付の決定の通知があった標記事業について、白鷹町補助金等の
適正化に関する規則第13条及び令和8年度白鷹町新規就農者育成支援事業補助金
交付要綱第5条の規定により、その実績を関係書類を添付して報告します。

記

様式第 5 号

年 月 日

白鷹町長 殿

請求者 住 所 白鷹町大字

氏 名 ⑩

電話番号

令和 8 年度白鷹町新規就農者育成支援事業補助金精算（概算）払請求書

年 月 日付け指令第 号をもって交付決定（ 年 月 日付第 号をもって計画変更の承認）のあった標記事業について、補助金の精算払（概算払）を受けたいので、令和 8 年度白鷹町新規就農者育成支援事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により下記のとおり請求します。

記

1. 精算払（概算払）請求金額 円

（2. 概算払を必要とする理由）

| | | |
|--------|-------|----|
| 3. 振込先 | 金融機関名 | 支店 |
| | 預金種類 | 預金 |
| | 口座番号 | |
| | 口座名義 | |

白鷹町長

殿

申請者 住 所 白鷹町大字

氏 名

(署名又は記名押印)

電話番号

令和8年度白鷹町新規就農者育成支援事業財産処分承認申請書

令和8年度白鷹町新規就農者育成支援事業補助金により取得し又は効用の増加した財産について、白鷹町補助金等の適正化に関する規則第21条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、令和8年度白鷹町新規就農者育成支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、承認申請します。

なお、本申請の承認後、当該承認に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合、当該承認に付された条件を満たすことが出来なくなった場合又は当該財産処分を取りやめることにより補助目的に従った補助対象財産の使用を継続しようとする場合には、速やかに貴職にその旨を報告し、指示に従うことといたします。

記

- 1 処分の理由及び今後の利用方法等
 - (1) 処分を行う理由
 - (2) 今後の利用方法 (処分区分)
- 2 処分の対象財産
 - (1) 財産の名称、所在、型式、数量
 - (2) 事業費、補助金額
 - (3) 耐用年数 (処分制限期間)、経過年数
 - (4) 現況図面又は写真 (添付)
- 3 処分予定年月日
- 4 その他参考資料